

石川県における中小企業の労働事情

— 平成 27 年度中小企業労働事情実態調査報告書 —

石川県中小企業団体中央会

は し が き

わが国経済はアベノミクスによる円安・株高の影響を受け、景気は緩やかに回復しているといわれておりますが、都市部や大企業に比べて中小企業の多くは景気回復の実感を得られるまでに至っておりません。また、消費増税後の内需低迷の長期化に加え、円安による物価上昇や中国を中心とした新興国経済の減速、不安定な海外情勢に対する懸念などの不安材料が多いことから、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況であると思われま

す。県内経済は、昨年3月の北陸新幹線金沢開業により、大勢の観光客が訪れ、観光関連業界は大きな盛り上がりを見せました。ただ、その効果は一部に留まり、大きな波及効果は見られませんでした。今後は反動減が予想される中、開業効果を持続させ、更に多方面の業界にその効果が広がることを期待したいところですが、本県経済の活性化には欠かせません。そのために、外部環境の悪化を克服し、長年培った技術やノウハウなどの強みを生かした新しい取り組みが加速することを期待したいところ

です。このような情勢の中、多種多様な技術を持ち、状況変化に即時対応ができる中小企業が今後の日本経済の発展のために重要となっており、そのためには雇用情勢の改善、ワークライフバランスの確立、人材育成など様々な課題への対応が迫られています。

本調査は、中小企業における労働事情を把握するため、全国中小企業団体中央会が企画し、各県において毎年一斉に実施している中小企業労働事情実態調査であり、本年は、従来の調査項目に加え、「有期労働契約に関する無期転換ルール」に関する項目を追加しました。

本報告書は上記調査のうち、石川県分について石川県中小企業団体中央会が結果をとりまとめたもので、県内中小企業並びに関係各位においてご活用いただければ幸甚に存ずる次第であります。

最後に、本調査の実施にあたり、ご協力いただきました事業所の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後ますますのご発展をお祈りいたします。

平成28年3月

石川県中小企業団体中央会

目 次

I	調査のあらまし	P1
II	回答事業所概要	P2
III	単純集計	P2～6
IV	調査結果の概要	P7～20
	設問 1)	従業員の雇用形態別比率について P7
	設問 2)	労働組合の有無について P7
	設問 3-①)	経営状況について P7
	設問 3-②)	主要な事業の今後の方針 P9
	設問 3-③)	経営上の障害 P9
	設問 3-④)	経営上の強み P10
	設問 4-①)	従業員の週所定労働時間 P11
	設問 4-②)	従業員 1 人当たりの月平均残業時間 P12
	設問 4-③)	月 60 時間超の残業を行う従業員の有無 P12
	設問 4-③)	月 60 時間超の残業を行った頻度 P12
	設問 4-④)	時間外労働削減策について P13
	設問 5-①)	従業員の有給休暇 P13
	設問 6-①)	新規学卒者の採用または採用計画の有無 P14
	設問 6-①)	新規学卒者の初任給 P15
	設問 6-②)	平成 28 年度の採用計画について P16
	設問 7-①)	有期労働契約に関する「無期転換ルール」導入の認知状況 P16
	設問 7-②)	「無期転換ルール」の特例認知状況 P17
	設問 7-③)	特例の適用についての計画提出状況 P17
	設問 7-③)	特例の適用についての計画種別 P17
	設問 8-①)	賃金改定について P18
	設問 8-②)	賃金改定の内容について P19
	設問 8-③)	賃金改定の決定要素について P19
V	調査票	P21～24

I. 調査のあらまし

1. 調査目的

本調査は、石川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立、並びに時宜を得た中央会労働支援方針の策定に資することを目的とする。

2. 調査機関

石川県中小企業団体中央会

3. 調査時点

平成 27 年 7 月 1 日（水）

4. 調査実施期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 7 月 10 日（金）まで

5. 調査実施方法

石川県下の事業所を、業種別・従業員規模別に選定し、調査票を送付し回答を求めた。調査結果は石川県中小企業団体中央会において集計し取りまとめた。

6. 調査対象事業所数

800 企業（製造業 440 社（55%）、非製造業 360 社（45%））

7. 調査内容

- 経営に関する事項
- 労働時間に関する事項
- 有給休暇に関する事項
- 新規学卒者に関する事項
- 有期労働契約に関する無期転換ルール等に関する事項
- 賃金改定に関する事項

8. 調査票様式

調査票は全国中小企業団体中央会が作成した統一様式。後掲「平成 27 年度中小企業労働事情実態調査票」。

II. 回答事業所概要

調査票送付数：800 企業

回答事業所数：385 企業（回収率：48.1%）

<業種別回答企業数>

業種	回答数
1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	24
2. 繊維工業	26
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	9
4. 印刷・同関連業	15
5. 窯業・土石製品製造業	10
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	6
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	46
8. 生産用・業務用・電気・情報通信業・輸送用機械器具製造業	25
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	22
10. 情報通信業（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）	15
11. 運輸業	16
12. 総合工事業	30
13. 職別工事業（設備工事業を除く）	9
14. 設備工事業	7
15. 卸売業	49
16. 小売業	31
17. 対事業所サービス業（物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等）	34
18. 対個人サービス業	11
合計	385

注意：業種は回答して頂いた業種によって分類しております。

<従業員規模別回答企業数>

従業員数	回答数
1～9人	90
10～29人	133
30～99人	127
100～300人	35
合計	385

III. 単純集計（回答項目内の太字が回答企業数です）

* 単純集計は、お答え頂いた調査票を元に作成しております。

設問1）従業員数についてお答え下さい。（回答数 385）

①平成27年7月1日現在の形態別の従業員数を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入下さい。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計		常用労働者数
男性	9,421 人	442 人	218 人	646 人	106 人	10,833 人	(うち常用労働者)	男性 10,573 人
女性	3,368 人	1,376 人	278 人	226 人	121 人	5,369 人		女性 5,085 人

※注意：回答企業の人数の合計を記載しております。

※「パートタイマー」：1日の所定労働時間もしくは1週の所定労働日数が一般労働者より短い者のこと。

※「常用労働者」：直雇用する従業員のうち、①期間を決めず、または1か月を超える期間を決めて雇われている者、②1か月以内に18日以上雇われた者、③事業主の家族で常用勤務して毎月給与が支払われている者、のいずれかに該当する者のこと。パートタイマーであっても①②に該当する場合は常用労働者に含まれます。

設問2) 労働組合の有無についてお答え下さい。(回答数 385)

1. ある 38 2. ない 347

設問3) 経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)(回答数 384)

1. 良い 90 2. 変わらない 202 3. 悪い 92

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)(回答数 382)

1. 強化拡大 148 2. 現状維持 215 3. 縮小 15 4. 廃止 2 5. その他 2

③現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)(回答数 376)

1. 労働力不足(量の不足) 78 2. 人材不足(質の不足) 172 3. 労働力の過剰 4
4. 人件費の増大 49 5. 販売不振・受注の減少 121 6. 製品開発力・販売力の不足 68
7. 同業他社との競争激化 131 8. 原材料・仕入品の高騰 119 9. 製品価格(販売価格)の下落 33
10. 納期・単価等の 66 11. 金融・資金繰り難 30 12. 環境規制の強化 6
取引条件の厳しさ

④経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)(回答数 378)

1. 製品・サービスの独自性 117 2. 技術力・製品開発力 61 3. 生産技術・生産管理能力 47
4. 営業力・マーケティング 48 5. 製品・サービスの企画力 36 6. 製品の品質・精度の高さ 91
力
提案力
7. 顧客への納品・サービス 103 8. 企業・製品のブランド力 51 9. 財務体質の強さ・資金調達力 83
の速さ
10. 優秀な仕入先・外注先 59 11. 商品・サービスの質の高さ 67 12. 組織の機動力・柔軟性 74

設問4) 従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。

(1つだけに○)(回答数 383)

1. 38時間以下 62 2. 38時間超40時間未満 106 3. 40時間 180 4. 40時間超44時間以下 35

※「所定労働時間」:就業規則に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間。

※現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。

②平成27年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入下さい。(回答数 378)

従業員1人当たり 月平均残業時間 1. 約 11.9 時間 2. なし 65

※注意: 1. の「約11.8時間」は、質問に回答した企業の残業時間の合計4,494時間を企業数378で割った単純平均値です。

③平成27年に貴事業所において月60時間を超える残業(時間外労働・休日労働)をした従業員はいましたか。

(1つだけに○)(回答数 383)

1. いる 102 2. いない 281



※1. に○をした事業所は③-1の質問にお答え下さい。

③-1 月60時間を超える残業(時間外労働・休日労働)をした従業員が、月60時間を超える時間外労働を行った頻度についてお答えください。(1つだけに○)(回答数 102)

1. 毎月超える 3 2. 9回から11回超える 8 3. 6回から8回超える 16 4. 3回から5回超える 38
5. 1回から2回超える 37

④貴事業所で取り組んでいる時間外労働削減策について、当てはまるものについてお答えください。
(該当するものすべてに○) (回答数 359)

- | | | | | | |
|---------------|------------|------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 1. 人員の増員 | <u>70</u> | 2. 時間外労働の管理方法の変更 | <u>31</u> | 3. 管理職による時間管理の徹底 | <u>79</u> |
| 4. 朝方勤務の導入 | <u>14</u> | 5. 時間外労働の上限の設定 | <u>31</u> | 6. ノー残業デーやノー残業ウィークの実施 | <u>42</u> |
| 7. 定時退社の呼びかけ | <u>77</u> | 8. 帰りやすい雰囲気づくり | <u>68</u> | 9. 従業員との時間外労働削減の話し合い | <u>38</u> |
| 10. 仕事のやり方の工夫 | <u>181</u> | 11. 特に対策はしていない | <u>51</u> | 12. 時間外労働はない | <u>32</u> |
| ・改善 | | | | | |
| 13. その他 | <u>6</u> | | | | |

設問5) 従業員の有給休暇についてお答え下さい。

①平成26年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入ください。(付与日数は前年からの繰越分を除く) (回答数 354)

従業員1人当たり 平均付与日数 約 16.4 日 従業員1人当たり 平均取得日数 約 6.4 日

(当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く)

※注意：平均付与日数の「16.4日」は、質問に回答した企業の平均付与日数の合計5,792日を回答した企業数354で割った単純平均値です。

平均取得日数の「6.4日」は、質問に回答した企業の平均取得日数の合計2,280日を回答した企業数354で割った単純平均値です。

設問6) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成27年3月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに○) (回答数 384)

1. あった 125 2. なかった 259

※1. に○をした事業所は①-1の質問にお答え下さい。



①-1 平成27年3月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入下さい。

学 卒		採用予定人数(人) 平成27年3月卒	採用した人数(人) 平成27年3月卒	1人当たり 平均初任給額					
高 校 卒 [回答数 62]	技術	<u>144</u> 人(平均 <u>2.7</u> 人) (回答数 <u>54</u>)	<u>125</u> 人(平均 <u>2.3</u> 人) (回答数 <u>54</u>)	1	6	1	4	2	3
	事務	<u>24</u> 人(平均 <u>1.8</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	<u>23</u> 人(平均 <u>1.8</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	1	5	9	9	7	4
専 門 学 校 卒 [回答数 16]	技術	<u>24</u> 人(平均 <u>1.8</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	<u>23</u> 人(平均 <u>1.8</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	1	7	4	4	7	5
	事務	<u>0</u> 人(平均 <u>0</u> 人) (回答数 <u>0</u>)	<u>0</u> 人(平均 <u>0</u> 人) (回答数 <u>0</u>)						0

学 卒		採用予定人数 (人) 平成 27 年 3 月卒	採用した人数 (人) 平成 27 年 3 月卒	1 人当たり 平均初任給額					
短大 (含高専) (回答数 15)	技術	<u>9</u> 人(平均 <u>1.1</u> 人) (回答数 <u>8</u>)	<u>9</u> 人(平均 <u>1.1</u> 人) (回答数 <u>8</u>)	1	7	2	2	3	8
	事務	<u>11</u> 人(平均 <u>1.4</u> 人) (回答数 <u>8</u>)	<u>10</u> 人(平均 <u>1.3</u> 人) (回答数 <u>8</u>)	1	6	8	4	0	0
大学卒 (回答数 55)	技術	<u>76</u> 人(平均 <u>2.2</u> 人) (回答数 <u>35</u>)	<u>62</u> 人(平均 <u>1.8</u> 人) (回答数 <u>35</u>)	1	9	4	6	3	6
	事務	<u>52</u> 人(平均 <u>2.0</u> 人) (回答数 <u>26</u>)	<u>46</u> 人(平均 <u>1.8</u> 人) (回答数 <u>26</u>)	1	9	4	2	2	3

- [注] (1) 平成 27 年 6 月の 1 ヶ月間に支給した 1 人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2 年制以上)を卒業した者を対象として下さい。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成 28 年 3 月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1 つだけに○)

(回答数 382)

1. ある 129 2. ない 170 3. 未定 83

* 1. に○をした事業所は下記の②-1へ

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒 (回答数 78) 平均 2.6人 2. 専門学校卒 (回答数 19) 平均 1.7人
3. 短大卒 (含高専) (回答数 32) 平均 1.4人 4. 大学卒 (回答数 82) 平均 2.0人

※注意：平均人数は、回答した企業の予定人数の合計を回答企業数で割った単純平均値です。

設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

①労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月から「無期転換ルール(有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール)」が導入されていることを知っていましたか。

(1 つにだけ○) (回答数 381)

1. 知っていた 201 2. 知らなかった 180

②「無期転換ルール」の特例について知っていましたか。(1 つだけに○) (回答数 378)

1. 知っていた 100 2. 知らなかった 278

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期雇用特別措置法)」が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。この法律により「高度専門職(専門的知識等を有する有期雇用労働者)」と「継続雇用の高齢者(定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者)」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置(計画の作成等)が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

③無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し提出する予定はありますか。(1 つだけに○) (回答数 373)

1. 既に提出し、認定された 3 2. 既に提出したが、まだ認定されていない 2
3. 提出に向けて準備中である 6 4. 今後提出する予定である 13
5. 提出する予定はない 203 6. 分からない 146

※1. ～4. に○をした事業所は③-1の質問にお答え下さい。



③-1 認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画についてお答えください。

(該当するものすべてに○) (回答数 22)

1. 高度専門職に関する申請書(第一種計画認定) 3 2. 継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定) 19

設問8) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成27年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

(回答数 382)

1. 上げた 235 2. 下げた 4 3. 今年は実施しない(凍結) 57
4. 7月以降引上げる予定 34 5. 7月以降引下げる予定 0 6. 未定 52

※1. ～3. に○をした事業所は下記の①-1へ



1. ～3. に○をした事業所は下記の①-1へ

①-1 賃金改定(引き上げ・引き下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。

従業員1人当たり(月額)					
改定前の平均所定内賃金(A)		改定後の平均所定内賃金(B)		平均引上げ額(C)	
平均 <u>244,186</u>	円	平均 <u>249,267</u>	円	平均 <u>5,081</u>	円
(回答数 246)		(回答数 246)		(回答数 246)	

※「所定内賃金」: 定期給与のうち超過勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、深夜勤務手当等の所定外賃金を差し引いたもの。

1. または4. に○をした事業所及び臨時給与を引き上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみお答え下さい

②賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答え下さい。(該当するものすべてに○)

(回答数 285)

1. 定期昇給 147 2. ベースアップ 48 3. 基本給の引上げ(定期昇給のない事業所) 85
4. 諸手当の改定 44 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ 28

※「定期昇給」: あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のこと。

※「ベースアップ」: 賃金表の改定により賃金水準を引き上げること。

③今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。

(該当するものすべてに○) (回答数 261)

1. 企業の業績 181 2. 世間相場 69 3. 労働力の確保・定着 111
4. 物価の動向 32 5. 労使関係の安定 55 6. 親企業又は関連会社の改定の動向 13
7. 前年度の改定実績 48 8. 賃上げムード 32 9. 消費税増税 25
10. 重視した要素はない 16 11. その他 9

IV. 調査結果の概要

以降の調査結果においては、前述の単純集計をより見やすくすることで示唆が得られるもの、分析によって有効な結果が出たものを記載しております。

〔 調査票送付数：800 企業
 回答事業所数：385 企業（回収率：48.1%） 〕

※参考）全国：調査対象事業所総数 41,207 企業、回答事業所総数 18,409 企業（回収率 44.7%）

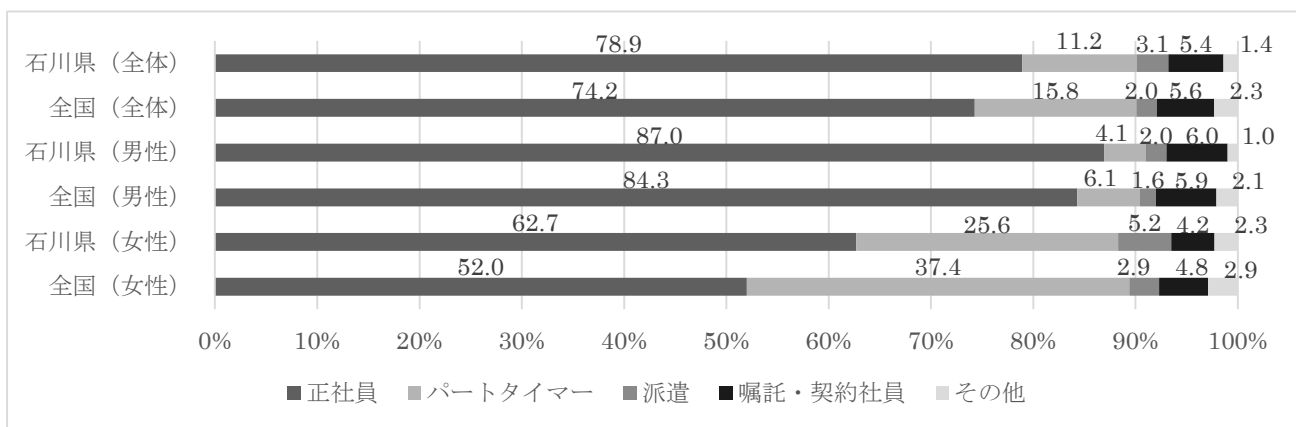
設問 1）従業員の雇用形態別比率について

常用労働者数は総数 15,658 人で、性別内訳は男性 10,573 人（67.5%）、女性 5,085 人（32.5%）である。雇用形態について見ると、石川県は全国平均よりも正社員の比率が高く、パートタイマーの比率が低い。

男女別で見ると、全国より女性の正社員比率が高く、パートタイマー比率が低い。＜グラフ 1＞

＜グラフ 1：雇用形態別比率の全国との比較＞

（回答数 385）

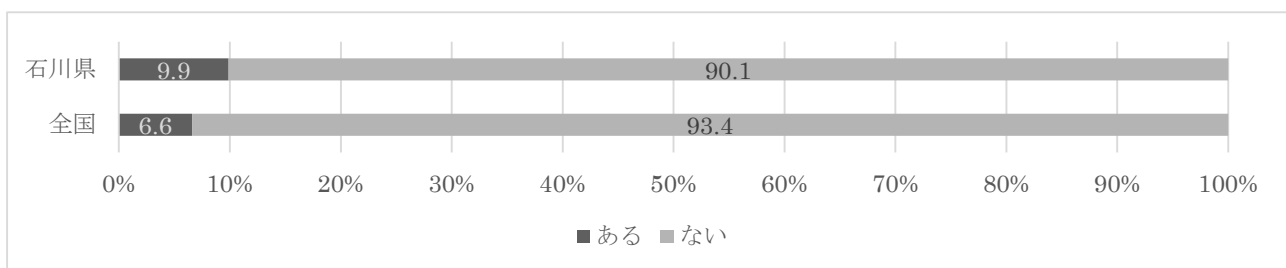


設問 2）労働組合の有無について

全国と比較すると、労働組合があると答えた事業所の比率が 3.3 ポイント高い。＜グラフ 2＞

＜グラフ 2：“労働組合の有無”の全国との比較＞

（回答数 385）



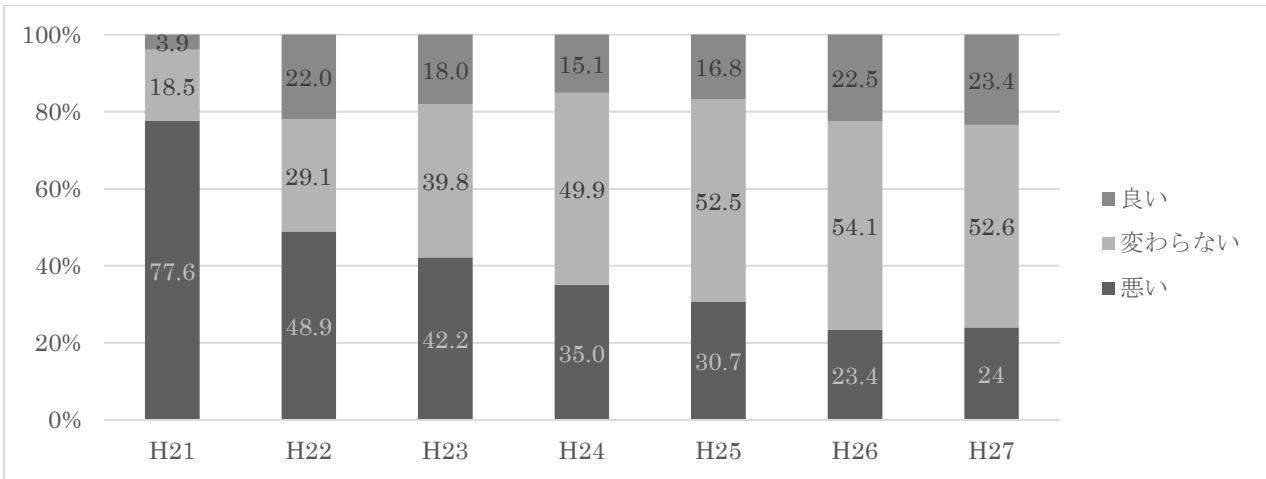
設問 3－①）経営状況について

経営状況について経年変化を見ると、「良い」「変わらない」「悪い」ともにほぼ昨年度調査並みで横ばい傾向となっている。「良い」と回答した割合が微増傾向であり、「悪い」と回答した割合は昨年度まで減少傾向だったが、今年度は昨年度より悪化した。＜グラフ 3＞

次に業種別にみると、県内は全体的に「良い」の割合が全国の各業種平均よりも高い。（表 1 内の □ の部分）「悪い」の割合においてみると、製造業では「化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業」及び「鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業」、非製造業では「運輸業」及び「対個人サービス業」が全国の各業種平均よりも高い。（表 1 □ の部分）＜表 1＞

<グラフ3：“経営状況”の経年比較>

(回答数 384)



<表1：“経営状況”の業種別比較>

(回答数 384)

		良い	変わらない	悪い	合計 (事業所数)
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	石川県 (%)	50.0	29.2	20.8	100.0 (24)
	全 国 (%)	16.4	50.8	32.9	100.0 (1,487)
繊維工業	石川県 (%)	11.5	57.7	30.8	100.0 (26)
	全 国 (%)	12.9	54.4	32.7	100.0 (767)
木材・木製品、家具・装備品製造業	石川県 (%)	22.2	55.6	22.2	100.0 (9)
	全 国 (%)	10.3	47.8	41.9	100.0 (728)
印刷・同関連業	石川県 (%)	26.7	53.3	20.0	100.0 (15)
	全 国 (%)	10.6	48.8	40.6	100.0 (672)
窯業・土石製品製造業	石川県 (%)	10.0	70.0	20.0	100.0 (10)
	全 国 (%)	12.7	47.5	39.8	100.0 (1,093)
化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	石川県 (%)	16.7	50.0	33.3	100.0 (6)
	全 国 (%)	15.7	56.0	28.2	100.0 (248)
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	石川県 (%)	26.1	32.6	41.3	100.0 (46)
	全 国 (%)	23.2	53.0	23.8	100.0 (1,823)
生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	石川県 (%)	20.0	56.0	24.0	100.0 (25)
	全 国 (%)	21.6	54.0	24.4	100.0 (852)
パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	石川県 (%)	27.3	54.5	18.2	100.0 (22)
	全 国 (%)	14.1	49.3	36.6	100.0 (745)
情報通信業	石川県 (%)	33.3	53.3	13.3	100.0 (15)
	全 国 (%)	23.3	60.1	16.6	100.0 (253)
運輸業	石川県 (%)	12.5	56.3	31.3	100.0 (16)
	全 国 (%)	19.8	54.9	25.3	100.0 (935)
総合工事業	石川県 (%)	17.2	62.1	20.7	100.0 (29)
	全 国 (%)	14.5	59.5	26.0	100.0 (1,246)
職別工事業 (設備工事業を除く)	石川県 (%)	33.3	55.6	11.1	100.0 (9)
	全 国 (%)	20.3	56.5	23.2	100.0 (961)
設備工事業	石川県 (%)	14.3	71.4	14.3	100.0 (7)
	全 国 (%)	20.4	62.0	17.6	100.0 (1,241)
卸売業	石川県 (%)	16.3	57.1	26.5	100.0 (49)
	全 国 (%)	15.1	51.7	33.1	100.0 (1,626)
小売業	石川県 (%)	29.0	54.8	16.1	100.0 (31)
	全 国 (%)	12.2	46.0	41.8	100.0 (1,642)
対事業所サービス	石川県 (%)	20.6	67.6	11.8	100.0 (34)
	全 国 (%)	16.6	58.2	25.2	100.0 (1,169)
対個人サービス業	石川県 (%)	36.4	27.3	36.4	100.0 (11)
	全 国 (%)	17.1	52.1	30.8	100.0 (754)

設問3-②) 主要な事業の今後の方針

昨年と比較すると、「強化拡大」の割合が1.2ポイント、「現状維持」が0.2ポイント減少しているが、全体的に昨年度とほとんど変化はなかった。また、全国と比較すると、「強化拡大」の割合が10ポイント上回っている。<表2>

<表2：“主要事業の今後の方針”の昨年度と全国との比較> (回答数 382)

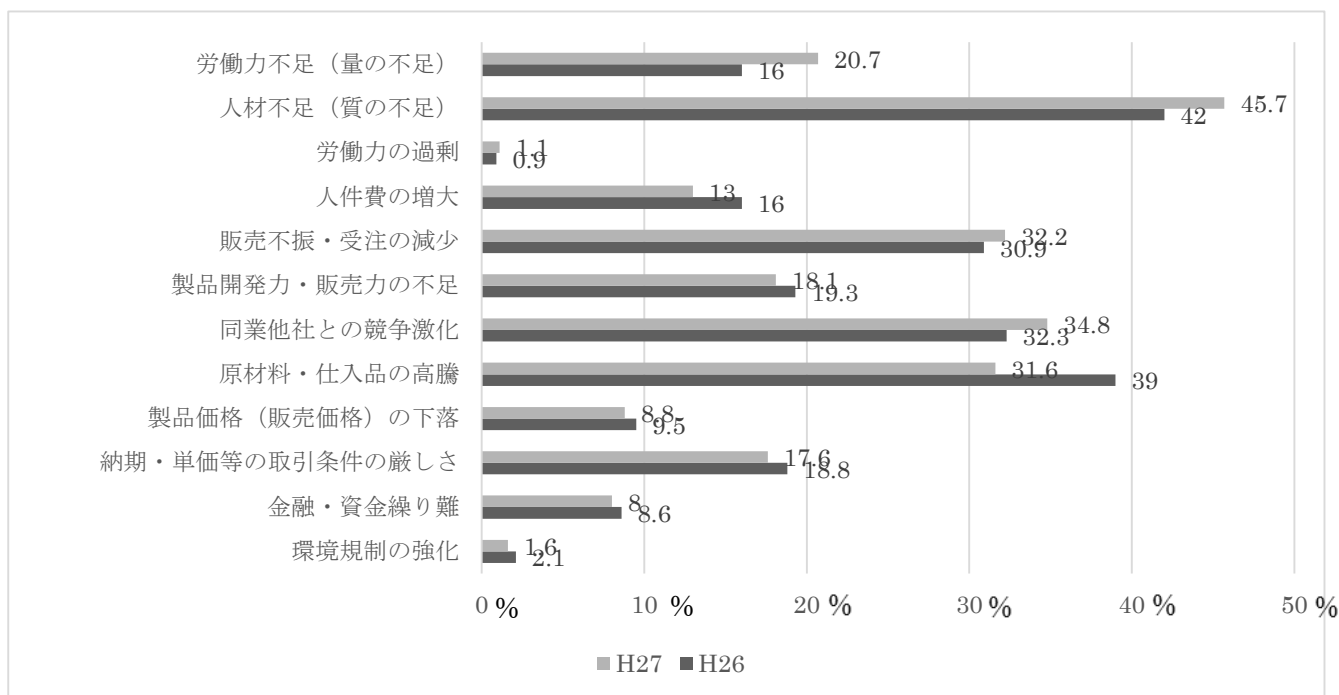
		強化拡大	現状維持	縮小	廃止	その他	合計
石川県 (H27)	実数	148	215	15	2	2	382
	%	38.7	56.3	3.9	0.5	0.5	100.0
石川県 (H26)	実数	173	245	15	1	0	434
	%	39.9	56.5	3.5	0.2	0.0	100.0
全 国	実数	5,199	11,842	837	152	103	18,133
	%	28.7	65.3	4.6	0.8	0.6	100.0

設問3-③) 経営上の障害

経営上の障害では、「人材不足（質の不足）」が45.7%と最も多く、次いで、「同業他社との競争激化」が34.8%、「販売不振・受注の減少」が32.2%、「原材料・仕入品の高騰」が31.6%と続いている。また、昨年と比較すると、「人件費の増大」と「原材料・仕入品の高騰」の割合が下がり、「労働力不足（量の不足）」、「人材不足（質の不足）」の割合が上がっている。<グラフ4>

表3を見ると、「人材不足（質の不足）」については製造業・非製造業ともに最も割合が高い回答項目であり、特に非製造業においてその影響が大きいと思われる。(表内□の部分) また、従業員が1~9人の事業所においては、グラフ4の傾向とは異なり、「販売不振・受注の減少」が43.7%と最も多い結果となった。(表□の部分) <表3>

<グラフ4：経営上の障害> (回答数 376/複数回答)



<表3：“経営上の障害”の比較>

(回答数 376/複数回答)

		労働力不足 (量の不足)	人材不足 (質の不足)	労働力の過剰	人件費の増大	販売不振・受注の減少	製品開発力・販売力の不足	同業他社との競争激化	原材料・仕入品の高騰	製品価格(販売価格)の下落	納期・単価等の取引条件の厳しさ	金融・資金繰り難	環境規制の強化	総事業者数
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数
1～9人	実数	11	19	1	6	38	7	33	31	9	11	15	1	87
	%	12.6	21.8	1.1	6.9	43.7	8.0	37.9	35.6	10.3	12.6	17.2	1.1	100.0
10～29人	実数	31	62	1	14	38	30	43	36	15	28	6	4	130
	%	23.8	47.7	0.8	10.8	29.2	23.1	33.1	27.7	11.5	21.5	4.6	3.1	100.0
30～99人	実数	30	73		21	33	25	45	40	7	19	7	1	125
	%	24.0	58.4		16.8	26.4	20.0	36.0	32.0	5.6	15.2	5.6	0.8	100.0
100～300人	実数	6	18	2	8	12	6	10	12	2	8	2		34
	%	17.6	52.9	5.9	23.5	35.3	17.6	29.4	35.3	5.9	23.5	5.9		100.0
製造業	実数	29	72	1	25	64	44	47	65	21	41	16	3	180
	%	16.1	40.0	0.6	13.9	35.6	24.4	26.1	36.1	11.7	22.8	8.9	1.7	100.0
非製造業	実数	49	100	3	24	57	24	84	54	12	25	14	3	196
	%	25.0	51.0	1.5	12.2	29.1	12.2	42.9	27.6	6.1	12.8	7.1	1.5	100.0

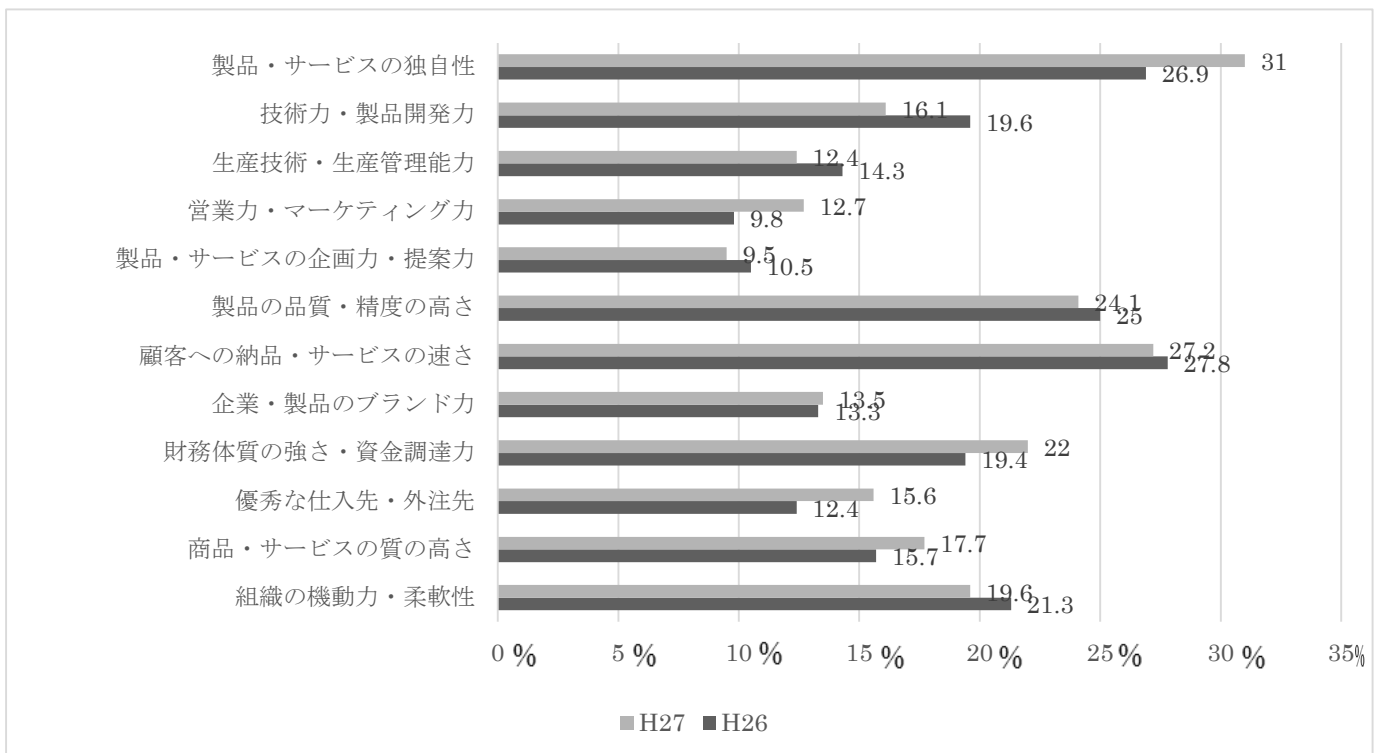
設問3-④) 経営上の強み

経営上の強みは、「製品・サービスの独自性」が31.0%最も多く、次いで、「顧客への納品・サービスの速さ」が27.2%、「製品の品質・精度の高さ」が24.1%と続いている。また、昨年と比較すると、「技術力・製品開発力」、「組織の機動力・柔軟性」の割合が下がっており、「製品・サービスの独自性」、「営業力・マーケティング力」、「財務体質の強さ・資金調達力」などの割合が上がっている。<グラフ5>

また、従業員が1～9人の事業所を見ると、全体の傾向とは異なり、「顧客への納品・サービスの速さ」、「商品・サービスの質の高さ」及び「組織の機動力・柔軟性」が上位であった。<表4>

<グラフ5：経営上の強み>

(回答数 378/複数回答)



<表 4：企業規模別の“経営上の強み”>

(回答数 378/複数回答)

		性 製品・サービスの独自	技術力・製品開発力	力 生産技術・生産管理能	営業力・マーケティング	力 製品・サービスの企画・提案力	さ 製品の品質・精度の高	顧客への納品・サービスの速さ	力 企業・製品のブランド	財務体質の強さ・資金調達力	優秀な仕入先・外注先	高 商品・サービスの質の高	組織の機動力・柔軟性	事業所数
1～9 人	実数	18	15	5	8	8	14	31	11	11	17	21	18	86
	%	20.9	17.4	5.8	9.3	9.3	16.3	36.0	12.8	12.8	19.8	24.4	20.9	100.0
10～29 人	実数	47	21	20	18	11	28	30	17	35	19	24	29	131
	%	35.9	16.0	15.3	13.7	8.4	21.4	22.9	13.0	26.7	14.5	18.3	22.1	100.0
30～99 人	実数	39	17	15	18	12	39	35	17	29	19	16	20	126
	%	31.0	13.5	11.9	14.3	9.5	31.0	27.8	13.5	23.0	15.1	12.7	15.9	100.0
100～ 300人	実数	13	8	7	4	5	10	7	6	8	4	6	7	35
	%	37.1	22.9	20.0	11.4	14.3	28.6	20.0	17.1	22.9	11.4	17.1	20.0	100.0

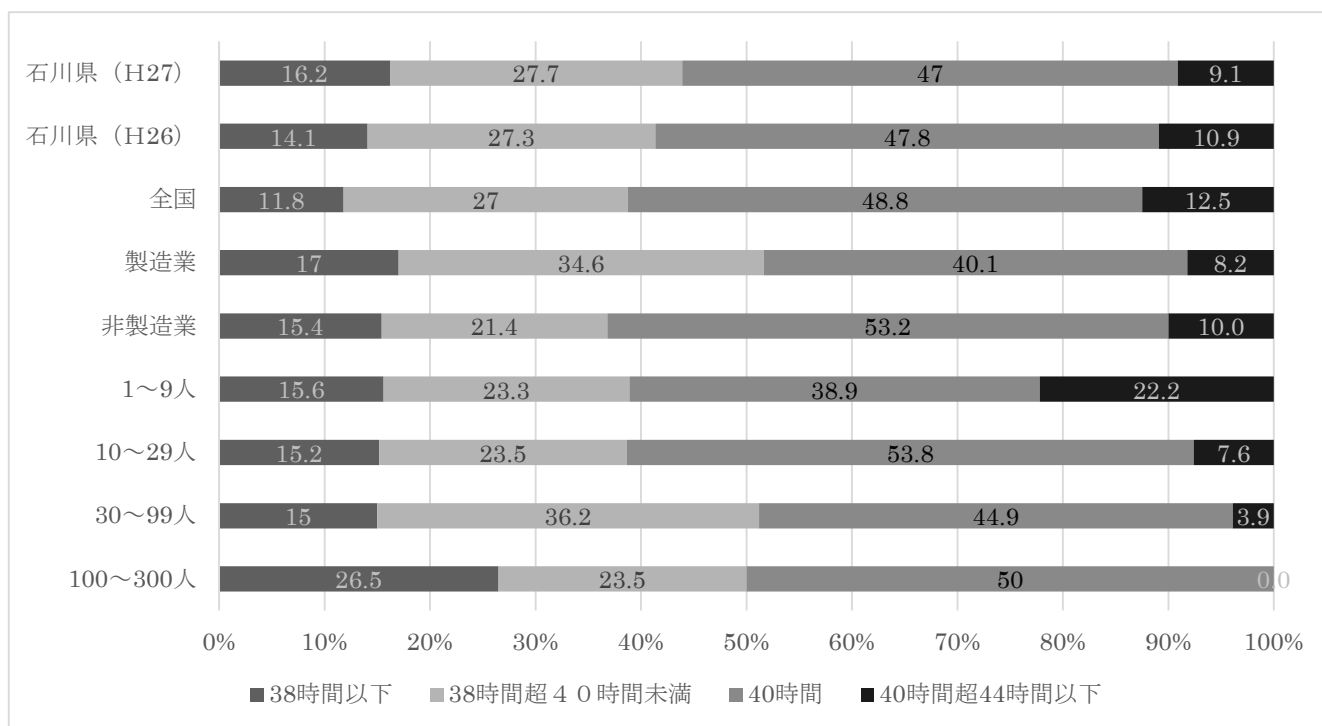
設問 4－①) 従業員の週所定労働時間

労働基準法で規定されている「週 40 時間以下」を満たしている事業所は 90.9%

(16.2%+27.7%+47.0%) であり、全国平均の 87.6%(11.8%+27.0%+48.8%)よりも割合が高い。さらに、前年度と比べても「週 40 時間以下」を満たす事業所の割合は増えている。業種別にみると、製造業が 91.7%(17.0%+34.6%+40.1%)、非製造業が 90.0%(15.4%+21.4%+53.2%)で、製造業の方が割合がやや高い。事業所規模別にみると、規模が大きくなるにつれて「週 40 時間以下」を満たしている事業所の割合が高くなっている。従業員が 1～9 人の事業所においては、約 2 割が週 40 時間以上の労働時間となっているのに対し、100～300 人の事業所においては、週 40 時間以上の労働時間となっている事業所は見られなかった。<グラフ 6>

<グラフ6：従業員の週所定労働時間>

(回答数 383)

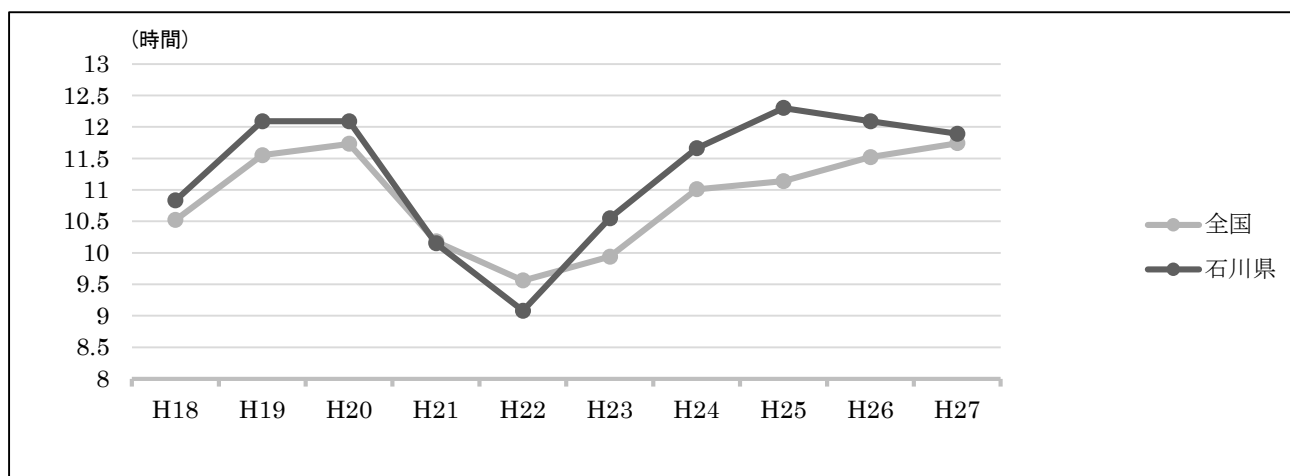


設問4-②) 従業員1人当たりの月平均残業時間

月平均残業時間について経年変化を見ると、石川県においては、今年度は減少を見せている。未だ全国に比べて高いものの、その差が縮小している。<グラフ7>

<グラフ7…従業員1人当たりの月平均残業時間の経年変化>

(回答数 378)



設問3-①の経営状況別の残業時間を見ると、「良い」と答えている企業ほど平均残業時間が長く、事業が好調なことが労働時間の増加につながっていると考えられる。<表5>

<表5：経営状況別の従業員一人当たりの月平均残業時間> (回答数 378)

	月平均残業時間
良い	15.3 時間
変わらない	11.1 時間
悪い	10.3 時間

設問4-③) 月60時間超の残業を行う従業員の有無

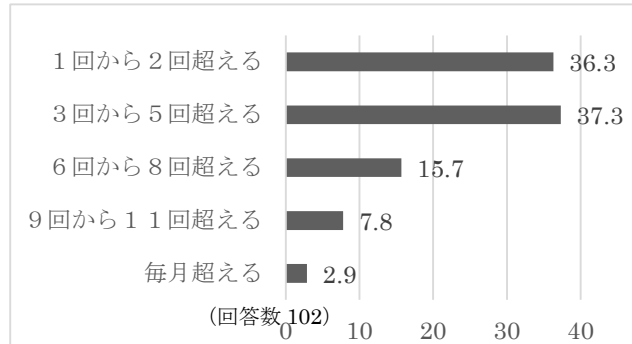
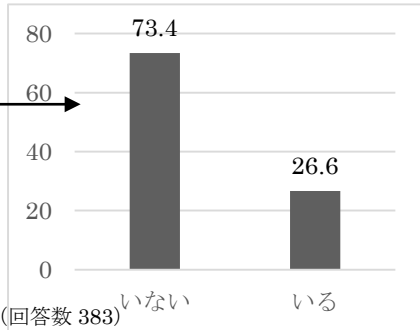
設問4-③-1 月60時間超の残業を行った頻度

残業時間が月60時間を超える従業員の有無をみると、「いる」が26.6%に対し「いない」が73.4%と圧倒的に多くなっている。〈グラフ8〉

また、その頻度は「3回から5回を超える」が37.3%で最も多く、次いで「1回から2回を超える」が36.3%となっている。〈グラフ9〉

〈グラフ8：月60時間超の残業を行う従業員の有無〉

〈グラフ9：月60時間超の残業を行った頻度〉

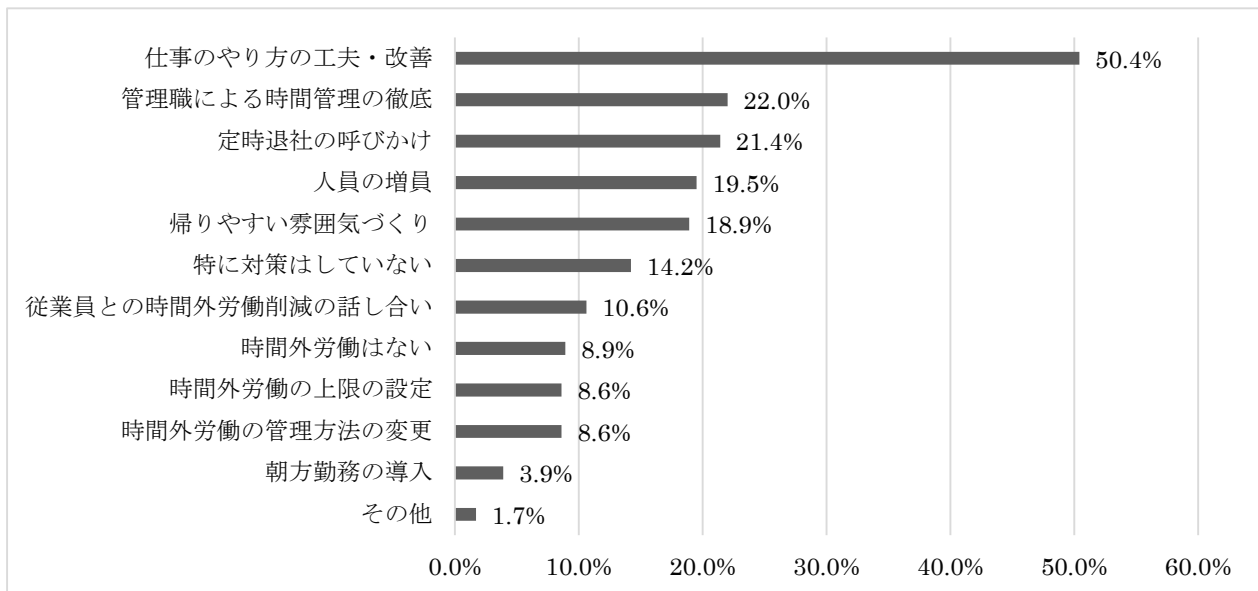


設問4-④) 時間外労働削減策について

時間外労働削減策では、「仕事のやり方の工夫・改善」が50.4%と突出して高くなっている。〈グラフ10〉

〈グラフ10：時間外労働削減策〉

(回答数 359／複数回答)



設問5) 従業員の有給休暇

年次有給休暇(※)の平均付与日数は全国平均が15.6日であるのに対し、石川県は16.4日であり、全国より0.8日上回っている。しかし、平均取得日数は全国平均が7.3日なのに対し、石川県は6.4日であり、全国より下回っているため、平均取得率が41.6%と全国平均の49.4%を7.8ポイント下回る結果となった。〈表6〉

〈表6：平均取得率の全国比較〉 (回答数 354)

平均付与日数	平均取得日数	平均取得率

全 国	15.6日	7.3日	49.4%
石川県	16.4日	6.4日	41.6%

※年次有給休暇

年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために「有給」で付与される休暇のことである。

労働基準法により、雇い入れの日から起算して6ヶ月以上継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者（パートタイマー含む）に対し、10日を付与することが定められている。

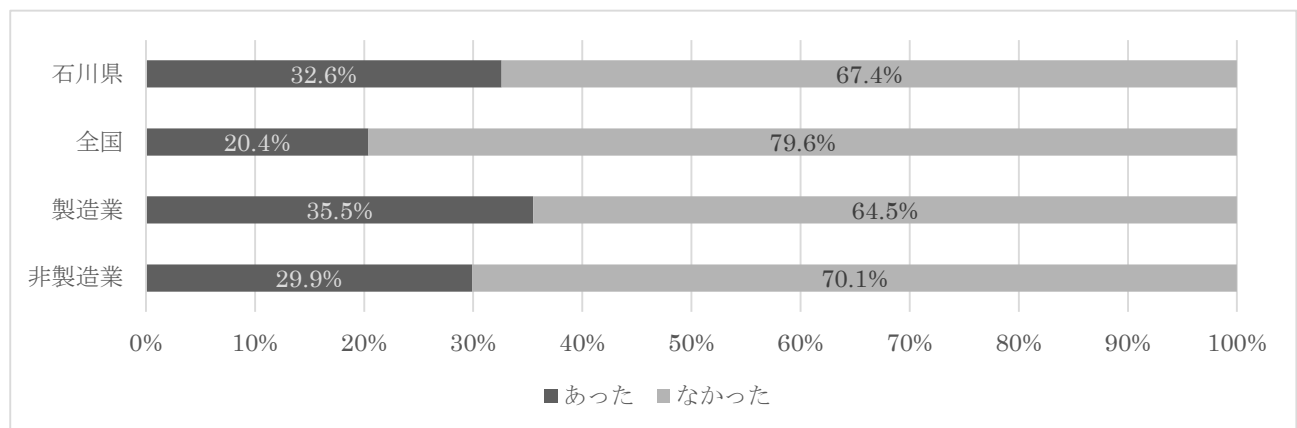
設問6-①) 新規学卒者の採用または採用計画の有無

平成27年3月の新規学卒者の採用の有無をみると、採用または採用計画の「あった」事業所割合が、石川県は全国に比べ12.2ポイント高い。

業種別に採用または採用計画の「あった」事業所割合をみると、製造業(35.5%)が非製造業(29.9%)を5.6ポイント上回り、若干の業種別格差がみられる。〈グラフ11〉

〈グラフ11：平成27年度3月新規学卒者の採用又は採用計画の有無〉

(回答数 384)



新規学卒者の採用充足率(※)を全国と比べると、高校卒、専門学校卒、短大卒(含高専)においては全国平均を上回っているが(表7内 の部分)、大学卒においては全国平均を下回っている。(表7内 の部分) 〈表7〉

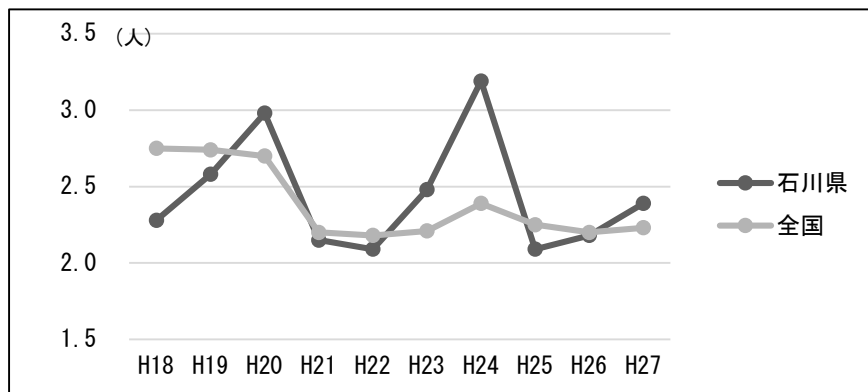
※採用充足率：採用計画人数に対する採用実績人数の割合のこと。

〈表7：新規学卒者の採用充足率〉

	事業所数	採用計画人数	採用実績人数	採用充足率
高校卒(石川県)	62	168	148	88.1
高校卒(全国)	1,891	4,926	4,224	85.7
専門学校卒(石川県)	16	24	23	95.8
専門学校卒(全国)	654	1,226	1,124	91.7
短大卒[含高専](石川県)	15	20	19	95.0
短大卒[含高専](全国)	273	408	376	92.2
大学卒(石川県)	55	128	108	84.4
大学卒(全国)	1,271	3,341	2,877	86.1

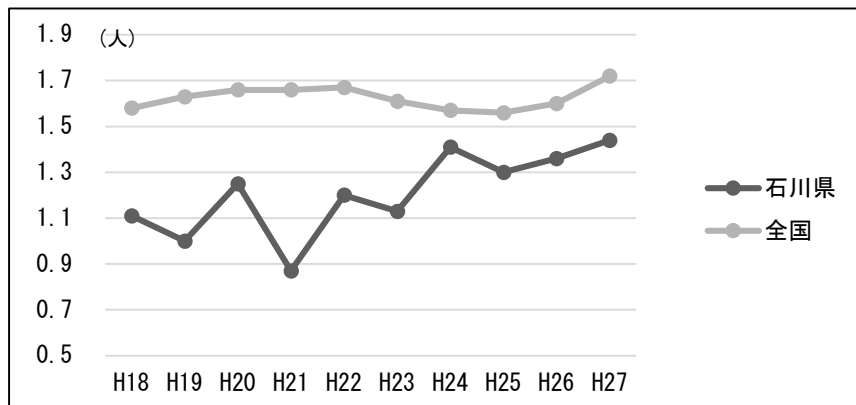
各学卒ごとの平均採用実績人数の経年変化について見ると、高校卒の平均採用人数は、石川県においては昨年度、今年度と上昇し、全国平均に比べ採用実績人数が多い。全国においては昨年度まで減少傾向にあったが、今年度は若干の上昇を見せている。＜グラフ12＞

＜グラフ12：“高校卒の平均採用人数”の経年変化＞ （回答数 62）



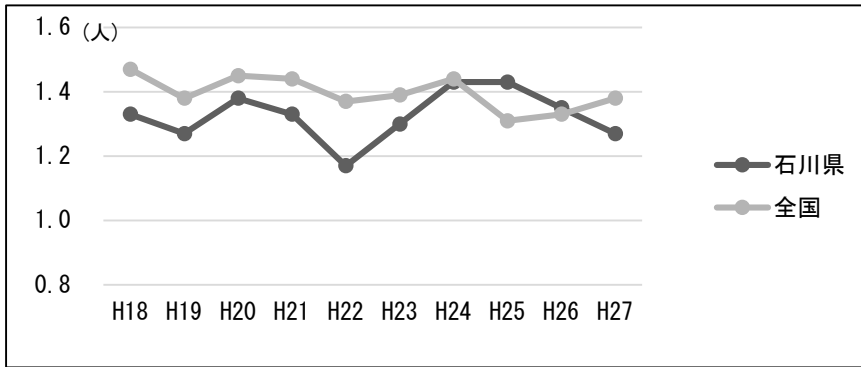
専門学校卒については、石川県は例年全国平均を下回ってはいるが、緩やかに上昇している。＜グラフ13＞

＜グラフ13：“専門学校卒の平均採用人数”の経年変化＞ （回答数 16）



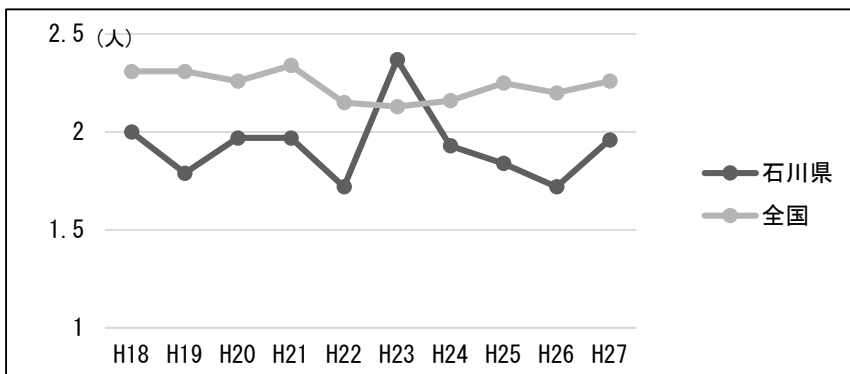
短大卒（含高専）については、全国平均は近年上昇傾向にあるのに対し、石川県は減少傾向にあり、今年度は全国平均に比べ少ない結果となった。＜グラフ14＞

＜グラフ14：“短大卒（含高専）の平均採用人数”の経年変化＞ （回答数 15）



大学卒については、石川県は近年減少傾向にあったが今年度は上昇した。＜グラフ15＞

＜グラフ15：“大学卒の平均採用人数”の経年変化＞ (回答数 55)



設問6-①-1) 新規学卒者の初任給

平均初任給の昨年との比較では、高校卒の事務系と短大卒の技術系、大学卒の技術系・事務系の4項目が上昇した。合計の平均では前年を上回っている。(＋1,714円) ＜表8＞

全国平均との比較では、回答のあった項目全てにおいて、全国平均を上回っていた。＜表9＞資料には掲載していないが、全国平均は昨年比1,254円の上昇幅であり、全国的に初任給の上昇傾向がみられる。

＜表8：平均初任給の前年比較＞

学卒種別	分類	昨年度	今年度
	高校卒	技術系	¥163,139
事務系		¥154,116	¥159,974
専門学校卒	技術系	¥179,786	¥174,475
	事務系	¥168,395	
短大卒 (含高専)	技術系	¥166,508	¥172,238
	事務系	¥171,421	¥168,400
大学卒	技術系	¥192,480	¥194,636
	事務系	¥190,860	¥194,223
平均		¥173,338	¥175,052

＜表9：平均初任給の全国との比較＞

学卒種別	分類	全国	石川県
	高校卒	技術系	¥158,374
事務系		¥154,372	¥159,974
専門学校卒	技術系	¥170,648	¥174,475
	事務系	¥167,439	
短大卒 (含高専)	技術系	¥172,093	¥172,238
	事務系	¥168,194	¥168,400
大学卒	技術系	¥193,175	¥194,636
	事務系	¥191,223	¥194,223
平均		¥171,939	¥175,052

設問6-②) 平成28年度の採用計画について

来年度の新規学卒者の採用計画については、昨年度より「ある」が4.8ポイント多くなっている。全国との比較においても石川県の方が11.2ポイント高くなっており、採用に積極的であることが分かる。また、平均採用予定人数については、短大卒(含高専)以外の3種で増加傾向が見られた。

経営状況別に見ると、「良い」と回答した事業所の方が「悪い」と回答した事業所よりも、新規学卒者採

用計画と平均採用人数の割合がともに上回っており、経営状況が採用計画に影響していると思われる。<表10>

<表10：“新規学卒者採用計画”の前年比較と全国比較>

(回答数 382)

		ある	ない	未定	合計	平均採用計画人数 単位：人()内は事業所数			
						高校卒	専門学校卒	短大卒 (含高専)	大学卒
石川県(H27)	%	33.8	44.5	21.7	100.0	2.6(78)	1.7(19)	1.4(32)	2.0(82)
石川県(H26)	%	29.0	54.9	16.1	100.0	2.5(74)	1.3(14)	1.5(19)	1.9(73)
全国	%	22.6	52.8	24.6	100.0	2.4(2,756)	1.7(997)	1.5(490)	2.4(1,869)
良い	%	36.7	34.4	28.9	100.0	2.9(17)	2.0(8)	1.5(13)	2.3(24)
変わらない	%	33.3	45.8	20.9	100.0	2.6(40)	1.8(8)	1.4(8)	2.0(46)
悪い	%	32.2	52.2	15.6	100.0	2.3(21)	1.0(3)	1.0(4)	1.8(12)

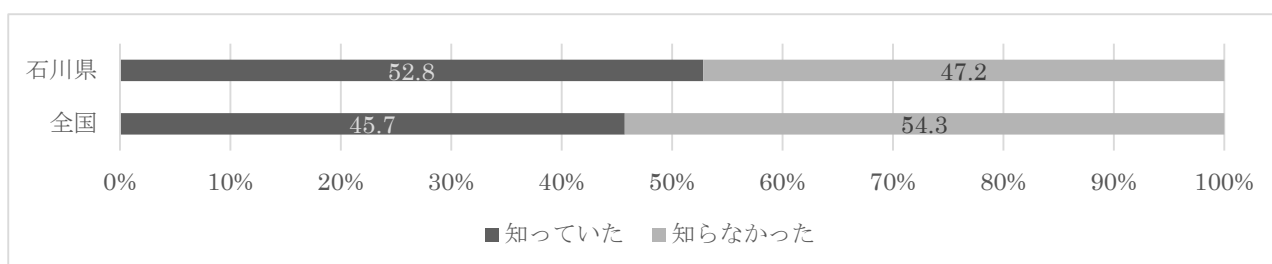
設問7-①) 有期労働契約に関する「無期転換ルール」導入の認知状況

労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されていることを「知っていた」と答えた事業所は52.8%であり、全国平均の45.7%より7.1ポイント上回っている。<グラフ16>

無期転換ルール…有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール

<グラフ16：有期労働契約に関する「無期転換ルール」導入の認知状況>

(回答数 381)

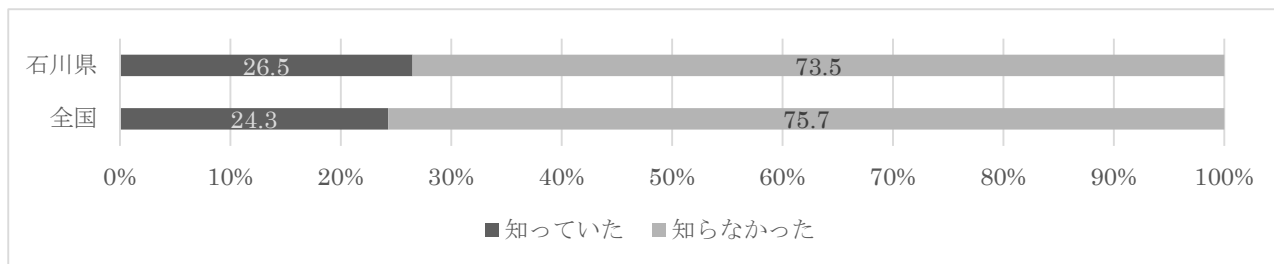


設問7-②) 「無期転換ルール」の特例認知状況

「無期転換ルール」の特例について「知っていた」と回答した事業所は26.5%であり全国平均の24.3%より2.2ポイント上回っているが、認知状況は低く周知が行き届いていないことがうかがえる。<グラフ17>

<グラフ17：「無期転換ルール」の特例認知状況>

(回答数 378)



無期転換ルールの特例…「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。この法律により「高度専門職（専門的知識等を有する有期雇用労働者）」と「継続雇用の高齢者（定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者）」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置（計画の作成等）が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

設問 7-③-1) 特例の適用についての計画提出状況

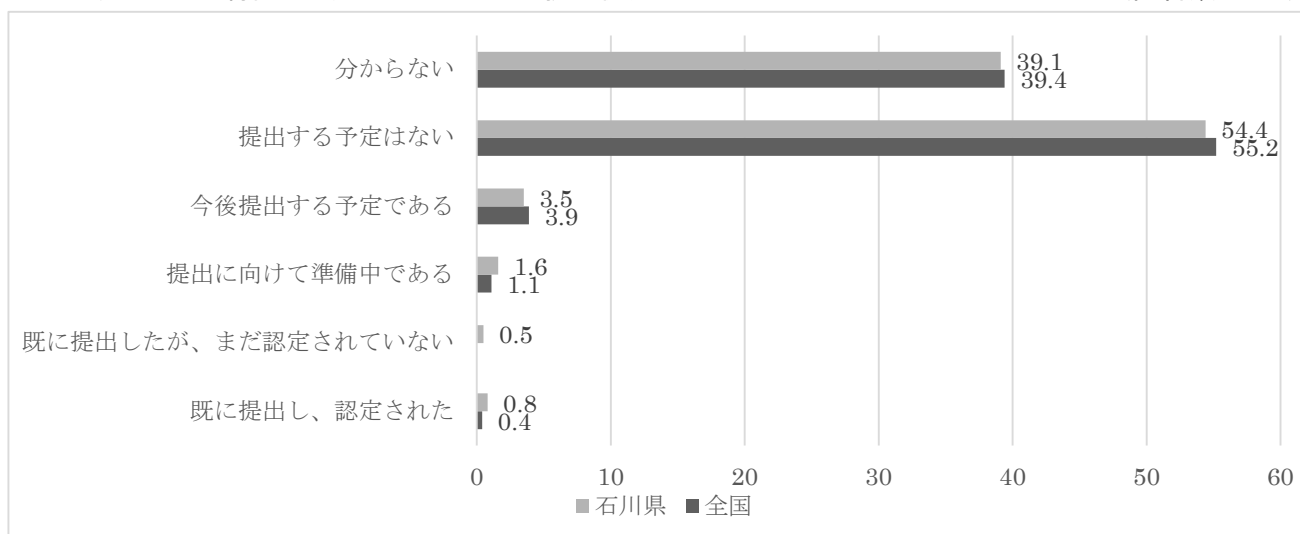
設問 7-③-2) 特例の適用についての計画種別

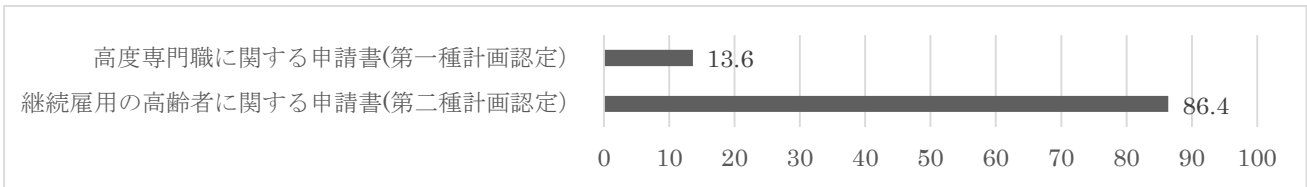
特例の適用計画については、「分からない」(39.1%)、「提出する予定はない」(54.4%)と回答した事業所が大半を占めている。残りの「今後提出する予定である」、「提出に向けて準備中である」、「既に提出したが、まだ認定されていない」、「既に提出し、認定された」の4項目を合わせてもわずか6.4%であり、計画に対する意識の低さがうかがえる。〈グラフ 18〉

また無期転換ルールの特例の適用について、計画を「提出・準備・予定」している事業所に計画の種別を確認したところ、「継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定)」が86.4%、「高度専門職に関する申請書(第一種計画認定)」が13.6%という結果になった。〈グラフ 19〉

〈グラフ 18 : 特例の適用についての計画提出状況〉

(回答数 373)





設問8-①) 賃金改定について

賃金改定の昨年との比較では、「今年は実施しない(凍結)」、「7月以降引き上げる予定」の割合が高くなっている。また、全国との比較では「引き上げた」の割合が高い。<表11>

<表11：賃金改定(昨年・全国比較)>

(回答数 382)

		引き上げた	引き下げた	い (凍結)	今年 は 実施 し な い	7 月 以 降 引 き 上 げ る 予 定	7 月 以 降 引 き 下 げ る 予 定	未 定	事 業 所 数
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
石川県(H27)	実数	235	4	57	34	0	52	382	
	%	61.5	1.0	14.9	8.9	0	13.6	100.0	
石川県(H26)	実数	271	5	55	33	1	71	436	
	%	62.2	1.1	12.6	7.6	0.2	16.3	100.0	
全 国	実数	8,055	147	2,970	1,677	91	5,254	18,194	
	%	44.3	0.8	16.3	9.2	0.5	28.9	100.0	

また、賃金改定の内容について昨年と比較すると、改定後の平均所定内賃金は改定前より上がっている。全国と比較しても、平均所定内賃金は上回っている結果となった。<表12>

<表12：賃金改定内容(昨年・全国比較)>

(回答数 246)

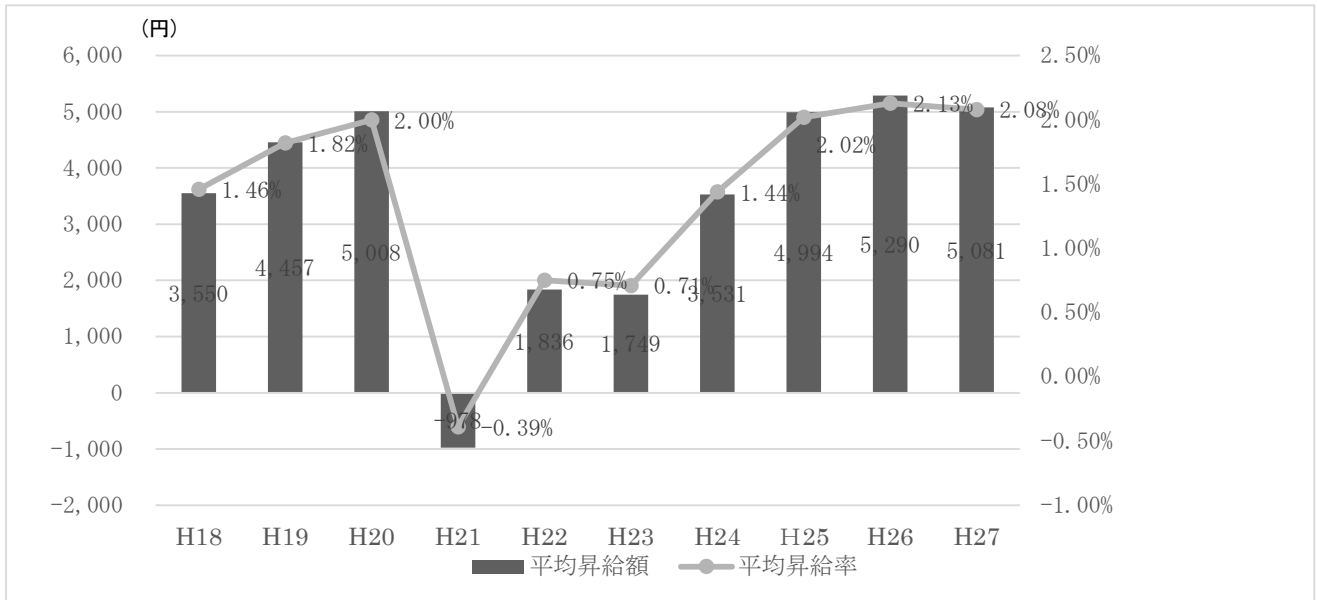
	改定前の平均所定内賃金	改定後の平均所定内賃金	昇給額
石川県(H27)	244,186	249,267	5,081
石川県(H26)	248,010	253,300	5,290
全 国	241,623	247,156	5,533

※注意：表のデータは回答企業の賃金合計を回答企業数で割った単純平均値です。

平均昇給額と平均昇給率の経年変化を見ると、平成20年10月のリーマンショック時のマイナスから上昇傾向にあり、昨年は平均昇給額・平均昇給率ともに過去10年で最高の数値となっていたが、今年は平均昇給額・平均昇給率ともに昨年よりやや減少した。<グラフ20>

<グラフ20：平均昇給額と平均昇給率の経年変化>

(回答数 246)

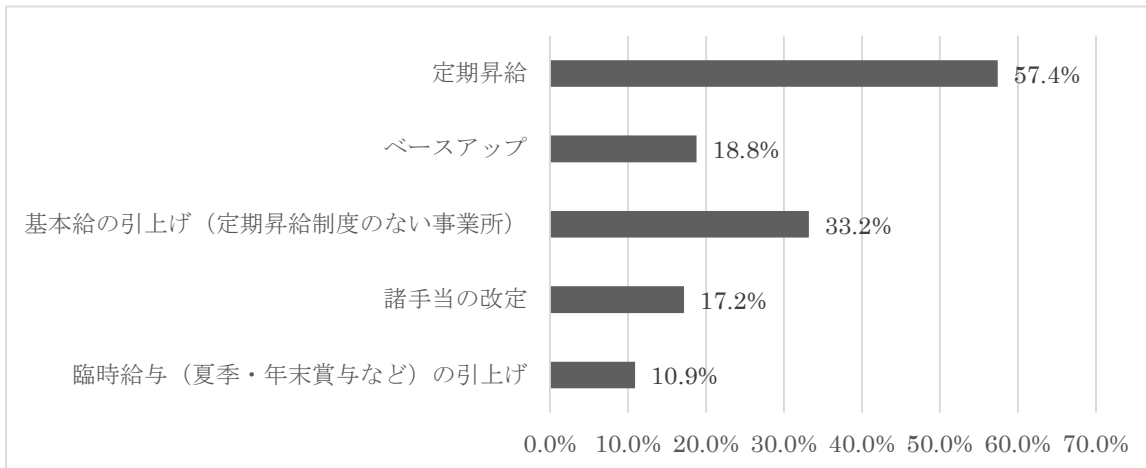


設問 8-②) 賃金改定の内容について

賃金を「引き上げた」または「7月以降引上げる予定」と答えた事業所の、改定内容について見ると、「定期昇給」が57.4%と最も多かったものの、「ベースアップ」については、18.8%に留まる結果となった。「臨時給与（夏季・年末賞与など）の引上げ」が10.9%で最も少なかった。〈グラフ 2 1〉

〈グラフ 2 1 : 賃金改定（引上げ）の内容について〉

(回答数 256)



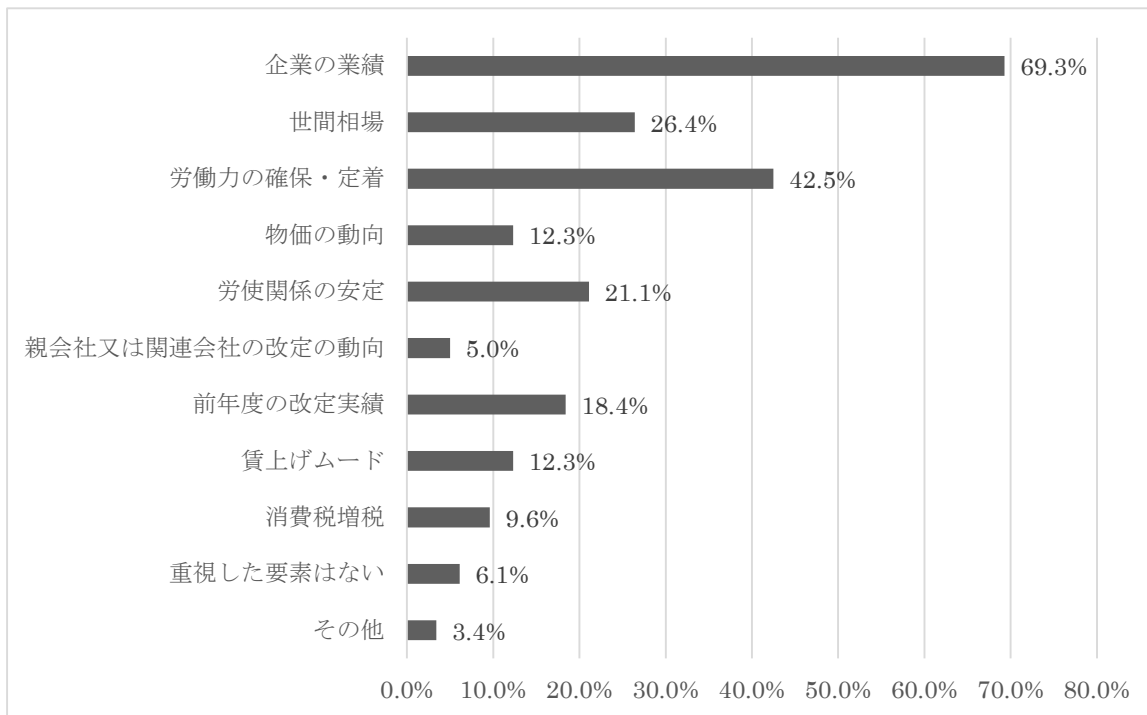
設問 8-③) 賃金改定の決定要素について

賃金を「引き上げた」もしくは「7月以降引上げる予定」と答えた事業所の、今年の改定の決定要素について見ると、「企業の業績（69.3%）」が最も多く、回答事業所の約7割が業績に応じて賃金改定を実施している結果となった。次いで「労働力の確保・定着（42.5%）」、「世間相場（26.4%）」と続いている。

〈グラフ 2 2〉

〈グラフ 2 2 : 賃金改定（引上げ）の決定要素について〉

(回答数 261 / 複数回答)



設問 6) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成 27 年 3 月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに○)

1. あった 2. なかった

※ 1. に○をした事業所は①-1の質問にお答え下さい。



①-1 平成 27 年 3 月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入下さい。

学 卒		採用を予定して いた人数	実際に採用し た人数	1人当たり平均初任給額 (平成27年6月支給額)			
高校卒	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円
専門学校卒	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円

学 卒		採用を予定して いた人数	実際に採用した 人数	1人当たり平均初任給額 (平成27年6月支給額)			
短大 (含高専)	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円
大学卒	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円

- [注] (1) 平成 27 年 6 月の 1 ヶ月間に支給した 1 人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。
 (2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2 年制以上)を卒業した者を対象として下さい。
 (3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成 28 年 3 月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答え下さい。



②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

①労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月から「無期転換ルール(有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール)」が導入されていることを知っていましたか。(1つにだけ○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

②「無期転換ルール」の特例について知っていましたか。(1つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期雇用特別措置法)」が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。この法律により「高度専門職(専門的知識等を有する有期雇用労働者)」と「継続雇用の高齢者(年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者)」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置(計画の作成等)が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

③無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し提出する予定はありますか。(1つだけに○)

1. 既に提出し、認定された 2. 既に提出したが、まだ認定されていない 3. 提出に向けて準備中である
 4. 今後提出する予定である 5. 提出する予定はない 6. 分からない

※ 1. ~ 4. に○をした事業所は③-1の質問にお答え下さい。



③-1 認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画についてお答えください。
(該当するものすべてに○)

1. 高度専門職に関する申請書(第一種計画認定) 2. 継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定)

設問 8) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成 27 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7 月以降引上げる予定	5. 7 月以降引下げる予定	6. 未定

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1へ

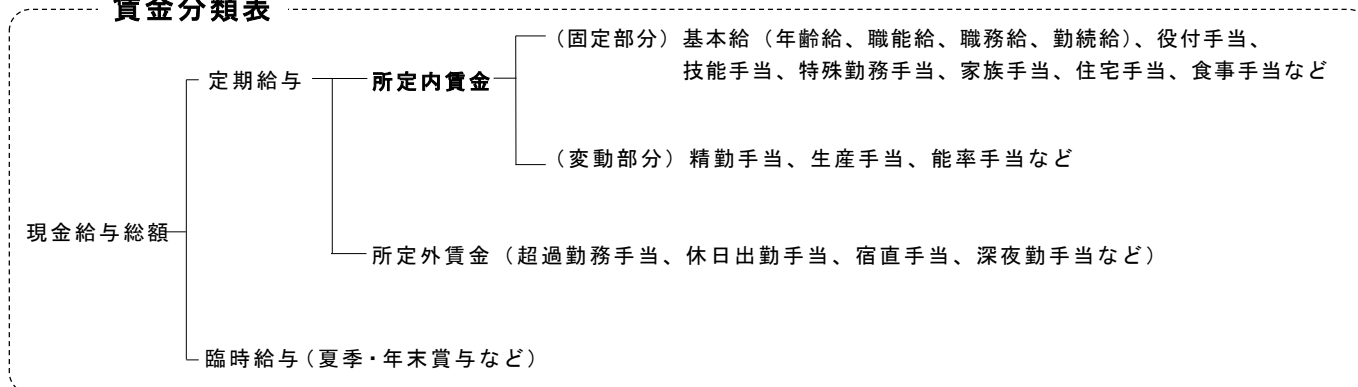


①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いて下さい。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。

賃金分類表



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた(7 月以降引上げ予定)事業所のみお答え下さい。



②賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答え下さい。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

- 〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
- (2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を上げることを行います。

③貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかももう一度お確かめのうえ、7 月 10 日までにご返送下さい。

